

リーフレットを活用した旧優生保護法補償金等支給制度周知のお願い

被害を受けられた方の高齢化が進行していることや、請求期間が令和 12 年 1 月 16 日までと限られていることから、一日でも早く、一人でも多くの方に補償が届きますよう、以下のとおり御協力をお願いします。

1 周知をお願いしたい対象の方

40 代後半以上(※1)で障がいのある方、またはそのご家族(※2)

※1 「優生保護法」の最終年度の平成 8 年に、10 代後半の方が手術を受けられた場合は、現在、40 代後半となります。

なお、特に被害が多かったとされるのは、1950 年代～1960 年代前半です。当時 10 代後半～30 代と想定すると、現在 80 代以上の方々です。

※2 本制度は優生手術を受けられたご本人またはその配偶者が死亡している場合は、遺族が請求できます。遺族の請求順位は次のとおりです。

【 配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、曾孫又は甥姪 】

なお、複数人の遺族がいる場合、請求第一順位の方のみが請求できます。

2 リーフレットの活用方法

可能な範囲で、リーフレットをお見せいただき、心当たりがないかお尋ねください。

説明の際には、対象の方の心情等に配慮し、理解力に応じて一緒に読み進め、必要に応じてよりわかりやすい言葉に言い換えるなどの工夫をお願いします。

※お尋ねする際の話題の例

手術や入院、結婚やこどもにまつわることについて、話題にして話をしてみてください。こうした話題が気づきのきっかけになることがあります。

・「昔、大きな手術を受けたことはありませんか？」「長く入院していたことはありませんか？」

・「結婚やこどもについて、何か言われたことはありませんか？」 など

【周知の際の留意点】

(1)対象者本人のプライバシーへの配慮について

ご本人は、ご家族に優生手術等を受けたことを伝えていない場合があります。制度周知の際には、ご本人のプライバシーへの配慮をお願いします。

(2)ご本人・ご家族に寄り添った対応について

ご本人及びご家族は、被害を受けたつらい体験を思い出したくないと話される場合も想定されます。その場合は、無理にお話を聞かず「つらい体験をされたんですね」とそのお気持ちに寄り添ってください。その上で、被害を受けた方の心と体が受けた苦しみに対する償いとして、お金が支払われること、手術を受けたのは当時の国の作った法律によるものであり、ご家族の責任ではないことをお伝えください。

(リーフレット表紙)

◎心当たりのある方がいらっしゃいましたら、ご本人又はご家族、支援者の方から、旧優生保護法補償金等受付・相談窓口までご連絡をお願いします。(リーフレット裏面)

◎相談窓口につながった後、申請のための手続きを専門の弁護士が無料でサポートします。

(支援者の方が申請手続きを行う必要はありませんが、聞き取り等調査に御協力いただく場合はございます)

◎その他、施設等で、旧優生保護法に基づく優生手術等に関する記録(診療録・施設の入所記録等)が見つかりましたら、相談窓口まで御連絡をお願いします。(ご本人の生存は問いません)